

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名： 工業用水道事業会計

事業名	工業用水道事業		
事業開始年月日	昭和35年10月10日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	横浜市	職員数 (H22. 4. 1現在)	27
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

#### 2 財政指標等

資本費	5.8円（21年度）	財政力指数	1.003（22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	資金不足額なし（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	0.915（22年度）
経常収支比率（%）	95.8（21年度）	実質公債費比率（%）	19.1（22年度）
		将来負担比率（%）	255.2（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： ]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 に示を付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	横浜市工業用水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～26年度
計画策定責任者	横浜市水道事業管理者 水道局長 齋藤 義孝
既存計画との関係	横浜市工業用水道事業中期経営計画（平成18年度～22年度）
公表の方法等	ホームページへの掲載
基本方針	工業用水道事業においては、今後、料金収入の減収が見込まれている中、今後とも効率的な事業経営を進め、施設の更新改良を引き続き実施する必要があることから、工業用水道事業の基本となる実施目標及び取り組むべき施策事業を示し、事業経営の指針・目標とします。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	83,777.1	7,681.4	125,404.4	216,862.8
	補償金免除額	15,383.8	551.8	34,917.1	50,852.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	4,700.9	111,567.7	223,467.1	339,735.6

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	工業用水道事業債	83,777.1	7,681.4	125,404.4	216,862.8
合 計 (A)		83,777.1	7,681.4	125,404.4	216,862.8
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		83,777.1	7,681.4	125,404.4	216,862.8

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	工業用水道事業債	4,700.9	111,567.7	223,467.1	339,735.6
合 計 (A)		4,700.9	111,567.7	223,467.1	339,735.6
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		4,700.9	111,567.7	223,467.1	339,735.6

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>工業用水道事業は、平成12年度に16億7千万円あった繰越欠損金を平成16年度に解消し、以来、21年度まで6年連続で利益剰余金を計上し、利益剰余金の残高は20億9千万円となっています。</p> <p>また、資本的収支においては、企業債発行額を大幅に抑制し、横浜型プライマリーバランスの黒字維持に努めた結果、ピーク時の平成13年度には69億8千万円あった企業債残高を平成21年度は49億6千万円に縮減しました。</p>
経営課題	<p><b>課 題 ① 経営基盤の強化</b></p> <p>老朽化した工業用水道管の更新や耐震化、災害時等の給水確保のためのバックアップ施設などの建設を行うために、多額の資金が必要となります。このための財源を借入金に求め過ぎると、将来財政の硬直化を招くことが懸念されることから、経営改革により得た利益によって財政の健全性を強化しながら、企業債への依存を可能な限り減らしていく必要があります。</p> <p>今後の財政運営としては、水道料金収入の維持や、雑用水も含めた給水需要の開拓、保有資産の有効利用など、収益確保の取組みを強化するとともに、引き続き経費の節減に努め、生み出した利益などの内部資金を、老朽化した施設の更新や耐震化、バックアップ施設の建設などに積極的に活用していくことが課題となっています。</p> <p><b>課 題 ② 老朽化施設の更新</b></p> <p>横浜市の工業用水道事業は、昭和35年度に供給を開始し、その後、2回にわたる拡張工事を経て、日量36万2,000m<sup>3</sup>の給水能力をもって本市工業を支えてきました。多くの施設がおよそ50年を経過し、老朽化していることから、施設の更新を計画的に進めていく必要があります。</p>
留意事項	<p>水需要の動向：工業用水の契約水量は、高度経済成長に伴う水需要の動向により、昭和51年度にはピークの日量312,200m<sup>3</sup>に達しましたが、その後は、企業の水使用の合理化や産業構造の変化等により逡減し、近年は日量26万～27万m<sup>3</sup>で推移しています。今後についても、減少傾向で推移するものと考えています。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	121.0	123.3	119.5	121.8	130.4	108.0	111.3	110.1	109.6	108.3
資本費 (円又は%)	6.4	6.1	6.1	5.8	5.8	5.9	5.8	5.8	5.8	5.8
総収支比率(法適用) (%)	124.5	128.0	122.1	125.2	133.8	110.8	113.0	112.1	114.4	109.9
経常収支比率(法適用) (%)	124.5	128.0	122.1	125.2	133.8	109.3	113.0	112.1	111.3	109.9
営業収支比率(法適用) (%)	135.4	138.7	131.1	131.7	142.0	116.9	118.0	116.2	115.3	113.6
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)									
	うち基準内繰入金 (%)									
	うち基準外繰入金 (%)									
	資本的収入分 (%)									
	うち基準内繰入金 (%)									
うち基準外繰入金 (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成13年4月1日 料金改定を実施(平均改定率13.9%)し、二部料金制を導入しています。収支見通し期間中の料金改定は見込んでいません。
2 他会計繰入金の見込み	該当ありません。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	施設の老朽化対策として、耐用年数に達する計装設備等諸設備の更新を進めるとともに、漏水・破裂の恐れのある老朽管は、耐震管へ計画的に更新します。 また、施設の耐震化として、沈殿池や調整池等の耐震補強を進めるとともに、水管橋の耐震化を図るほか、送配水管等のうち耐震性に問題のある継手部の耐震化を図るほか、災害時等の給水確保のためのバックアップ施設を行います。 そのほか、未利用地の売却により資産を有効活用します。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	計画的な施設更新等を行うための財源を確保するために、水道料金収入の維持や、雑用水などの給水需要の開拓、保有資産の有効活用などによる収益の確保や、経費の節減に努めるとともに、企業債の発行を可能な限り抑制し、持続可能で健全な財務体質へ強化を図ります。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①	進捗状況：平成18年度の職員数は55人で21年度は34人なので、21人の純減となります。 達成見込：平成22年度に、当初計画を上回る職員定数の削減を行い、27人とします。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	①	平成19年度からの新人事給与制度により、次の見直しを行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・給料表 職務・職責に応じた級構成の見直し、給料月額を引き下げ(引き下げ平均幅1.8%、最大7%で昇給カーブのフラット化)、技能職員等に適用する給料表を新設しました。</li> <li>・昇給制度 人事考課に基づく査定昇給を導入(定期昇給・特別昇給の廃止等)し、給料表の号給を4分割したうえで、昇給期を年4回から年1回にしました。</li> <li>・地域手当 支給割合は国準拠の12%としております。</li> <li>・特殊勤務手当 平成18年度末をもって、特殊勤務手当(交替勤務手当、徴収手当、休日等緊急対策手当、特別業務手当)を全廃しました。</li> </ul> <p>そのほか、平成21年度には月例給を0.50%引き下げる給料表の改定、期末・勤勉手当の年間支給月数を0.35月分の引き下げを行いました。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	①	給与水準の見直しについては、①民間企業・②国・③他の地方公共団体の給与水準や、本市における給与構造(昇格・査定昇給等)の見直し等を踏まえながら、検討を行ってまいります。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	①	永年勤続退職者の特別昇給は、平成17年1月1日に廃止しました。支給月数については、国準拠の59.28月としております。 また、平成22年度から在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと、退職後に認められた場合には、退職手当支給前であれば支給制限を、退職手当支給後であれば返納命令を行うことができるよう改正を行いました。
◇ 福利厚生事業のあり方	①	健康保険組合は平成21年12月から職員共済組合へ移行しました。 職員厚生会の事業主負担割合は平成18年度は1:1でしたが、平成21年度に1:0.9とし、平成22年度は1:0.3としております。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	①	事務所の統合や、上水道部門への事務委託などにより、支出の抑制に取り組んでいます。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	①	業務の見直しをはかり、上水道部門への業務の委託化を行っていきます。



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
○ 資産の有効活用に向けた取組	①	保有資産の有効活用を図り、売却可能な未利用地を売却します。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		「横浜市工業用水道事業中期経営計画平成18年度～22年度」を平成18年12月に策定・公表しています。この中期経営計画には、計画期間中に取り組む組織・機構の簡素化、職員定数の削減等の経営効率化策を記載しています。 この計画に定めた施策・事業及び経営効率化策の進行管理は、年度当初に水道局の運営方針として公表し、年度の中間振り返りや年度末の振り返りを通じて進捗管理を行い、水道局ホームページにて公表しています。 財務情報の公開では、毎年度の予算、決算情報について議会の議決・認定後、横浜市水道事業概要及び水道局ホームページにて公表しています。また、決算の速報値については、翌年7月頃に記者発表を行い、水道局ホームページに公表しています。
○ 行政評価の導入		横浜市では行政評価の取組として、職員自ら事業や業務の点検確認を行い、サービスの質の向上と効率化の実現、コスト削減を進めており、平成20年から事業見直し予算編成へ反映されるよう、予算編成過程において各事業の自己チェックを行っています。平成22年8月には、公募した市民、有識者及び市会議員などで構成する事業評価会議を開催し、公共施設の保全等のあり方などについて検討しており、この会議での意見を踏まえ事業や予算に反映することとしています。 また、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的として、市が実施する公共事業に関し、事業着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表する公共事業評価制度を設けています。
4 その他	①	横浜市では、市債残高の減少を目指すため、「市債発行額を、その年度の元金償還予算額の範囲内に抑える」、とともに、市債以外の収入確保と支出抑制を徹底し、「当該年度の収入で、利払いを含む当該年度の支出を賅う」とし、この「横浜方式のプライマリーバランス」の黒字を維持していますが、工業用水道事業においても「横浜方式のプライマリーバランス」の黒字を維持しています。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除線上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	横浜市工業用水道事業中期経営計画〔平成18年度～22年度〕において、平成18年度に55人いた職員を22年度末までに21人削減し、34人とすることを目標に定めていましたが、水道部門との連携による事務の委託化などさらに実施し、平成22年度までに目標を大幅に上回る、合計28人を削減し、定数を27人とします。【Ⅱ課題①】【Ⅳ施策1】
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	経営効率化に取り組んだ結果、繰越欠損金を平成16年度末に解消しました。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	該当ありません。
4 その他	水道料金収入の維持や、雑用水も含めた給水需要の開拓、保有資産の有効利用など、収益確保の取組みを一層強化するとともに、経費の節減に努め、生み出した利益などの内部資金を老朽化した施設の更新や耐震化、バックアップ施設の建設などに積極的に活用していきます。また、企業債の発行額を可能な限り抑制し、財政の健全化に努めます。【Ⅱ課題①、②】【Ⅳ施策1、2】

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(2) 工業用水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)											
		延長計画の目標値											
	企業債現在 高	当初計画の目標値 (実績値)	5,900	5,639	5,349	5,088	4,839	4,592					
		延長計画の目標値		5,391	5,194	4,960	4,839	4,592		4,155	3,899	3,676	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
		料金改定率											
		改善効果額(料金の適正化)											
		資産の有効活用											
		改善効果額(収入増額)											
		水需要の開拓											
		改善効果額(開拓による収入増額)											
		その他( )											
		改善効果額											
	【経費の削減】												
		職員給与費の適正化											
		職員給与費(退職手当以外)	425	455	436	368	300	300					
		改善効果額		-30	-11	57	125	125	266				
		給与水準	237	241	231	195	159	159					
		改善効果額		-4	6	42	78	78	200				
	その他( )	188	214	205	173	141	141						
	改善効果額		-26	-17	15	47	47	66					
	職員数(人)	55	50	48	41	34	34						
	増減数(人)		-5	-2	-7	-7	0	-21					
	維持管理費等	20	57	2	2	2	2						
	改善効果額(適正化)		-37	18	18	18	18	35					
	工事コスト												
	改善効果額(縮減額)												
	配水能力の見直し												
	改善効果額												
	その他(維持管理費負担金)	8	15	20	20	20	20						
	改善効果額		-7	-12	-12	-12	-12	-55					
当初計画改善効果額 合計									246				
(参考) 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									48				

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
		料金改定率											
		改善効果額(料金の適正化)											
		資産の有効活用					50				73		
		改善効果額(収入増額)					50				73		123
		水需要の開拓								10	2	2	
		改善効果額(開拓による収入増額)								10	2	2	14
		その他( )											
		改善効果額											
	【経費の削減】												
		職員給与費の適正化											
		職員給与費(退職手当以外)				368	259	259		259	259	259	
		改善効果額					41	41		41	41	41	205
		給与水準				195	144	144		144	144	144	
		改善効果額					15	15		15	15	15	75
	その他( )				173	115	115		115	115	115		
	改善効果額					26	26		26	26	26	130	
	職員数(人)				41	27	27		27	27	27		
	増減数(人)					-7	0		0	0	0	-7	
	維持管理費等												
	改善効果額(適正化)												
	工事コスト												
	改善効果額(縮減額)												
	配水能力の見直し												
	改善効果額												
	その他(維持管理費負担金)				20	39	39		39	39	39		
	改善効果額					-19	-19		-19	-19	-19	-95	
延長計画改善効果額 合計 A									247				
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B													
普通会計における改善効果額のうち工業用水道事業会計に加算する額 C													
A + B + C									247				
<参考> 延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									51				

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち工業用水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計における旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(2) 工業用水道事業【延長計画策定団体】（つづき）

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (当初第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
一日平均配水量(m)の総計(全施設)①	133,509	126,515	128,045	124,695	118,598	122,500	122,771	122,678	122,586	122,493
一日配水能力(m)の総計(全施設)②	362,000	362,000	362,000	362,000	362,000	362,000	362,000	362,000	362,000	362,000
施設利用率(%) (①/②×100)	36.9	34.9	35.4	34.4	32.8	33.8	33.9	33.9	33.9	33.8
供給単価 (円/)	27.7	27.5	27.6	27.5	27.5	26.9	27.7	27.6	27.6	27.6
給水原価 (円/)	22.9	22.3	23.1	22.6	21.0	24.9	24.9	25.1	25.2	25.5

③ 施設利用率改善についての方策

注1 本項目については、計画前年度決算見込において施設利用率が6割未満の団体のみ記入すること。

注2 「施設利用率改善計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

本市の工業用水道事業にあっては、企業における水利用の合理化や産業構造の変化等により需要は低迷しており、今後においても事業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続くものと考えています。このため工業用水道事業経営健全化計画を積極的に推進し、財政基盤の強化を図ってまいります。  
また事業経営に当たっては、抜本的な施設利用の改善策を容易に見い出せない現状にありますが、これまで以上に使用者であるユーザー企業との意見・情報交換を密にし、その理解と協力のもと事業運営を進めるほか、新規需要の開拓について、インターネットHPなどITの積極的活用のほか、パンフレットの適宜更新など需要の掘り起こしに努めます。

(なお、契約水量ベースにおける利用率(契約率)は21年度で74.0%となっていますが、実使用水量と契約水量の乖離からユーザー側から契約水量引き下げの要望が出されるなど、工業用水道事業ならではの料金制度のあり方・課題について整理・検討する必要があると考えています。)